

第430回神奈川県最低賃金審議会
議 事 録

1 日時 令和6年7月2日（火）午前10時00分から午前10時50分まで

2 場所 横浜第2合同庁舎 1階共用第2会議室

3 出席者

公益代表委員 赤羽淳、遠藤淳子、高井文子、芳野直子
(欠 石崎由紀子)

労働者代表委員 佐藤信也、佐俣光男、阿部嘉弘、平山純子、山川眞一

使用者代表委員 長谷川幹男、栗原敏郎、関口明彦、花本こず枝、山本弘

4 議題

- (1) 会長及び会長代理の選任について
- (2) 神奈川県最低賃金の改正について（諮問）
- (3) 関係労使の意見書提出と陳述について
- (4) 神奈川県最低賃金専門部会の設置について
- (5) 神奈川県特定最低賃金特別小委委員会の設置等について
- (6) 審議会の公開について
- (7) 基本的考え方の表明

【事務局：最低賃金係長】

それでは、定刻となり、皆様おそろいですので、ただ今より始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中を御出席いただきましてありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます神奈川労働局賃金室、最低賃金係長の道井と申します、どうぞよろしく願いいたします。

申し訳ございませんが着座にて進行させていただきます。

本日の審議会は公開しております。傍聴人の方が6名いらっしゃいます。

傍聴人の方は、公開要項の規定に従い、スマートフォンをマナーモードにするなど、円滑な議事進行に御協力をお願いします。

それでは、審議に入ります前に、本日の資料を確認させていただきます。お手元の会議次第の次からが資料になります。お配りしている参考資料の一覧表で御確認ください。

なお、本日一覧表には載っておりませんが、委員の御要望によって、業務改善助成金の申請状況に係る資料を一枚追加でお配りしておりますので、御確認ください。

よろしいでしょうか。

次に、本日の出席状況についてです。

現時点で、15名の委員のうち、14名の御出席をいただいております。最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

それではただ今から、第430回神奈川地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

それでははじめに委員の交代がありましたので、御報告させていただきます。使用者側委員の大竹委員が辞任され、後任として長谷川委員が選任されましたので御紹介させていただきます。なお、本日、会長代理の石崎委員からは欠席の御連絡をいただいております。

それでは、使用者側委員として新たに選任されました長谷川幹男委員を御紹介いたします。それでは、長谷川委員、ひと言お願いいたします。

【長谷川委員：御挨拶】

神奈川県中小企業団体中央会の長谷川でございます。先月6月に着任したばかりでございます。大竹の後任でございます。5月までは神奈川県信用保証協会に2年間おりました。その前は県の職員でございました。そういった経験の中で審議させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(一同拍手)

【事務局：最低賃金係長】

長谷川委員、ありがとうございます。長谷川委員以外の各委員の皆様に変更はございませんが、本年度最初の審議会ですので、委員の皆様を御紹介させていただきます。

着座のまま御会釈いただければと思います。資料の委員名簿の順序にしたがいまして、まず、公益代表委員から紹介をさせていただきます。

(名簿に基づき各委員を紹介)

次に、私ども、事務局が、この4月1日付けの異動によりまして交代しましたので、紹介させていただきます。

神奈川労働局長の藤枝でございます。

労働基準部長の池内でございます。

賃金室長の木村でございます。

最低賃金係長の道井でございます。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

【事務局：最低賃金係長】

次に、審議会の開催に当たりまして、局長の藤枝より一言御挨拶申し上げます。

【局長】

改めまして、神奈川労働局長の藤枝でございます。

審議会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。各委員におかれましては、大変お忙しい中、また、お暑い中、第430回審議会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

皆様方には、日頃から、それぞれのお立場から、最低賃金行政をはじめ、労働行政全般の円滑な運営に多大な御理解、御協力を賜っていることにつきまして、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

本日は、神奈川県最低賃金の改正について、諮問させていただくために、本審議会を開催させていただいたところでございます。

現在、中央最低賃金審議会において、最低賃金の引き上げの目安に関する審議が行われておりますので、今後「目安」の答申が出されるものと思われま

す。委員の皆様におかれましては、この「目安」を参考にしていただきながら、神奈川の実情を踏まえた御審議を賜ることができればと思っております。

私ども事務局といたしましては、円滑で充実した御審議をいただけますよう、精一杯努めてまいりたいと考えております。

本日は、どうぞよろしく願い申し上げます。

【事務局：最低賃金係長】

それでは、この後の進行につきましては、赤羽会長にお願いいたします。次第の議題1つについて今年度は、会長と会長代理は昨年度から引き続きお願いしておりますので、割愛させていただきます。それでは赤羽会長よろしくお願いいたします。

【赤羽会長】

ありがとうございます。改めまして皆様おはようございます。今年も今日から実質・本格的に神奈川県最低賃金の議論が始まる訳ですけれども、今年度の大企業の春闘・ベースアップは新聞報道等で見ると平均で5.58%というような数字も出ておりました、私の肌感覚でいうと一昨年くらいから始まった賃上げの波というのはさらに加速しているような、感じもでございます。

一方で、景況感に関してのアンケートなどを見ますと、必ずしも、景気が回復しているというような感想を持っている方はさほど多くないというところで、実際の経済の状況はどうなっているのかということは、やはり企業の現場でお仕事されている方々の御意見などもしっかりと拝聴していかなければいけないのかなと感じております。

私は、会長という職に就き、今年で2年目になりますが、神奈川県の実情を踏まえた、労使そして私ども公益側のそれぞれの立場からの真摯な議論を昨年以上に今年もやらせていただいて、一つ納得のいく結論に達すればなというふうに思っております。

皆様今年もどうぞよろしくお願いいたします。

では続きまして、議事に入る前に、議事録内容を確認する委員を私の方から指名したいと思います。

本日の議事録の確認ですが私と

労働者側は 阿部委員

使用者側は 関口委員

をお願いしたいと思います。

それでは次第に従いまして、議事に入りたいと思います。議事の最初に、神奈川県最低賃金の改正についての諮問がございます。

それでは、事務局からお願いいたします。

【事務局：最低賃金係長】

それでは、藤枝局長から諮問文を会長にお渡しします。

(局長から会長へ諮問文手交)

【赤羽会長】

ただいま、局長から諮問文をいただきました。

それでは事務局の方で、諮問文の読み上げをお願いします。

【事務局：賃金室長】

それでは諮問文を読み上げさせていただきます。

(諮問文 朗読)

【赤羽会長】

ありがとうございます。では、賃金をめぐる情勢等について資料説明を兼ねて事務局からお願いします。

【事務局：賃金室長】

それでは、資料説明の前に、ただいまの諮問について私の方から説明させていただきます。

資料番号 5、7 をご覧ください。

先月 21 日に閣議決定されました「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2024」の関係部分の抜粋をお付けしております。

資料 7 の 3 ページにございますように、最低賃金について、「最低賃金は、2023 年に全国加重平均 1,004 円となった。公労使三者で構成する最低賃金審議会における毎年の議論の積み重ねを経て、2030 年代半ばまでに全国加重平均を 1,500 円となることを目指すとした目標について、より早く達成ができるよう、労働生産性の引き上げに向けて、自動化・省力化投資の支援、事業継承や M&A の環境整備に取り組む。今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。」と、されているところでございます

神奈川県最低賃金につきましても、春季における賃上げ状況や、神奈川県景気動向、雇用情勢等を踏まえるとともに、この「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」と「経済財政運営と改革の基本方針 2024」に配意した御審議をしていただきたく、本日、改正について諮問させていただきました。

どうぞよろしくお願いたします。

続いて、本日お配りしております資料について、御説明いたします。

では、資料 1 をお開きください。先ほど御紹介いたしました第 52 期委員の名簿でございます。

資料 2 が各諸規程、(1) から (3) のご覧の 3 つをつけてございます。

資料 3 が昨年 4 月にありました中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会の報告です。

資料 4 は、令和 5 年度の全国の最低賃金改定状況となっております。

資料 5 および資料 7 は、先程ご説明しました、「新しい資本主義のグランド

デザイン及び実行計画 2024 改訂版」と「経済財政運営と改革の基本方針 2024」の政府方針から関係部分を抜粋したものを載せております。

資料 6 (1) から (3) まだが、今年の春闘結果についてでございます、

(1) が 4 月 3 日に発表された浜銀総合研究所の春の賃上げ予測調査結果となっております。

(2) は、6 月 5 日に発表された連合の調査結果で、賃金上昇率は 5.08%とされております。

(3) は 6 月 13 日に日本経済団体連合会の発表した調査結果となっており、こちらでは賃金上昇率は 3.92%となっております。

資料 8 から 12 までは、全国および神奈川の経済情勢を示す最新の資料となっております。

資料 8 は、6 月 27 日に内閣府の発表した「月例経済報告」でございます、御覧いただきますと、「景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している」としており、先行きについては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される」としつつも、「欧米における高い金利水準の継続に伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和 6 年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある」としています。

資料 9 は、日本銀行横浜支店発表の企業短観調査結果です。

資料 10 が同じく日本銀行横浜支店が 6 月 10 日に発表した神奈川県金融経済概況で、「神奈川県の景気は、一部に弱めの動きもみられるものの、緩やかに回復している。」とし、資料の 9 ページに、リスク要因として「海外経済の減速」や「コスト高（物価高）」などが挙げられております。

資料 11 が神奈川産業振興センター発表の神奈川県内の中小企業を対象とした中小企業景気動向調査結果となっております。

資料 12 が財務省横浜財務事務所発表の神奈川県の経済情勢報告

資料 13 は、6 月 5 日に東京商工会議所が発表した「中小企業の賃金改定に関する調査」の結果の抜粋です。

資料 14 は、日本経済団体連合会の 2024 年度事業方針です。

資料 15 が関東経済産業局発表の管内の経済動向となっております。後ほど、お目通しいただければと思います。

資料 16 は、厚生労働本省が 6 月 30 日に発表しました本年 5 月分の「一般職

業紹介状況」になります。ご覧のとおり、5月の全国の有効求人倍率は1.24倍で前月から0.02ポイント低下となっています。

そして5枚めくっていただいて第6表-1となっているものが令和5年5月から今年5月までの月毎の都道府県別有効求人倍率の表となります。左側のページが就業地別で、右側のページが受理地別の有効求人倍率となります。

資料17は、神奈川労働局が6月27日に発表しました本年5月分の労働市場速報になります。5月の有効求人倍率は、プレスリリースに記載されてありますとおりで、雇用情勢判断は、「一部に弱さが残るものの、持ち直しに向けた動きが広がっている。」としております。

資料18は、令和5年の賃金構造基本統計調査の結果でございます。これは、昨年の6月の賃金額に関するものということになります。

資料19は、「神奈川県賃金・労働事情」となります。

これは昨年同様、神奈川県最低賃金の推移や、賃金構造基本統計調査、毎月勤労統計調査など各種統計資料からデータを抜き出し表やグラフにしたものでございます。

3ページ目上段は令和4年、下段は令和5年の「神奈川県最低賃金と一般賃金水準との比較」がございませう。一般賃金水準は企業規模が5人から9人の事業所の給与額ということになります。

左端には時間額1,112円という神奈川県の最低賃金額、その下の月額、コメント1にあるように、その最低賃金の時間額に1か月平均の労働時間を乗じたものを月額として記載してあります。

これとコメント2の算出方法で、令和5年賃金構造基本統計調査から算出した時間額を男女別に記し、最低賃金額と比較したものを、パーセント表記し最下段に記してあります。

4ページは、賃金構造基本統計調査結果に基づき作成した過去3年間の雇用形態、年齢階級別の賃金で、上の表が男性、下の表が女性、また、各表の左側が正社員、右側が非正社員となっています。

各表の右端をご覧いただくと、全体的にマイナスのついでいるところがほぼなく、賃金額が低下している年齢層は20から24歳男性だけとなっている状況がわかるかと思ひます。

5ページと6ページの表は、目安ランクAランク地域における賃金額を、一般労働者、短時間労働者、新規学卒者、産業別について比較したものです。7、8ページは、全国と神奈川県の給与額の推移ですが、8ページは消費者物価を算入した実質賃金指数ということになります。

9 ページは、パートタイム労働者の比率で、ご覧のとおり神奈川は常用労働におけるパートタイム労働者の比率が高いものとなっており、6 年連続で増加中となっております。10 ページが全国の企業規模 100 人以上の事業所における「令和 5 年の賃上げの実態調査結果」となっておりまして、令和 5 年中における賃金の改定の実施状況（9 月～12 月の間で今後の予定を含むものです。）それを見ますと

- ・「1 人平均賃金を引き上げた・引き上げる」企業割合は 89.1%（前年 85.7%）

- ・「1 人平均賃金を引き下げた・引き下げる」企業割合は 0.2%（前年 0.9%）

- ・「賃金の改定を実施しない」企業割合は 5.4%（前年 6.2%）となっております。

11 ページは、企業倒産件数となっております。本年 5 月までの県内の企業倒産件数は、昨年 5 月までとほぼ同数の推移となっております。

12 ページが神奈川県における「有効求人倍率とパート時給」の月別推移となっております。有効求人倍率が令和 4 年 2 月から上昇に転じていますが、令和 4 年 8 月からは横ばいの状態です。一方賃金額、青い棒グラフについては上昇基調にあるといえます。

なお、令和 6 年 4 月につきましては、毎月勤労統計の数字が出ておりませんので青の棒グラフがない状態となっております。

次に 13 ページの就業地別有効求人倍率の表をご覧ください。先ほどご紹介した一般職業紹介状況の都道府県別の表から A ランクの都道府県の求人倍率を抜き出した表となっております。御覧のように就業地別では神奈川も 1.0 倍を超えております。

以降、14 ページの左側が主要都府県の完全失業率の推移、右側が主要都府県の受理地別の有効求人倍率の年別の推移となっております。15 ページ以降が神奈川県や各都道府県の人事委員会が作成しております「職員の給与に関する報告」から、標準生計費をグラフや表に取りまとめております。

資料 20 は、本年 4 月の求人票の所定内時給の上限と下限のそれぞれ平均値、及び求職者の希望時給額の平均値の分布表をつけてございます。

1 ページをご覧くださいますと、神奈川労働局における求人・求職賃金の分布表となります。青が求人の上限額、赤が下限額、緑が希望時給額の平均値となっております。

上段が令和 6 年 4 月、下段が令和 5 年 4 月の金額となっております。左端

の職業計で見ますと、求人の上限額、下限額そして求職賃金すべてにおいて上昇している状況となっております。

続いて2ページ以降に東京、山梨を載せてございます。静岡はデータの集計方法が変わってしまったので東京と山梨、それと山梨の中でも神奈川に近い東部地域を載せてございます。

4ページ目は、事務、販売、サービス、生産工程、運搬・清掃ごとの隣接県との比較となっております。5ページ以降が、川崎のハローワークなどと東京の大森や渋谷、府中のハローワークでの状況を比較したものとなっております。

資料21は、6月28日に総務省から発表された消費者物価地域差指数で、地域別の物価を明らかにすることを目的としているものです。2ページ目に都道府県毎の物価水準のグラフにございますように、物価水準に関しては東京と神奈川が飛び抜けている状態となっております。1枚めくっていただいて4ページには都市ごとのグラフがございますが、こちらでも東京23区と横浜、川崎が飛び抜けている状態となっております。

5ページ以降は項目ごとの最も高い地域と低い地域、10ページ以降は都道府県ごとの詳細データとなっております。

資料22は、昨年度3月の審議会は開催いたしませんでしたので、従前、3月の議題であったものを添付しております。

(1)は連合神奈川から3月に提出された特定最低賃金の改正・新設の申出の意向表明、(2)は神奈川県労働組合総連合からの要請書、(3)は神奈川県商工会議所連合会からの要請となっております。(4)は(1)を一覧にまとめたものです。

資料23は、昨年12月の本審以降の取組状況をまとめたものです。

事務局からは以上でございます。

【赤羽会長】

ありがとうございました。ただ今の説明について、御質問がありましたらお願いします。

【各委員】 (質疑なし)

【赤羽会長】

よろしいでしょうか。

それでは、その他、諮問に関し事務局から説明がありますか。

【事務局：賃金室長】

関係労使からの意見聴取についてでございます。

最低賃金法第 25 条第 5 項では「最低賃金審議会は、最低賃金の改正等について調査審議を行う場合、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」とされており、同法施行規則第 11 条では、関係労使の意見書提出のための公示をする旨定められております。

これにより、本日、審議会終了後、合同庁舎の掲示板と神奈川労働局のホームページに 7 月 23 日まで、関係労使からの意見聴取に関する公示をいたします。

昨年は、労使併せて 2 件の意見書提出、うち 1 件は第 2 回目の審議会で御意見を聴いています。

実際に御意見を伺う方について、準備の都合もありますので、どのように取り扱うか事前に御審議をお願いしたいと思います。

【赤羽会長】

ありがとうございます。意見書の提出に加え、審議会の場で意見を申述したいという団体等があれば、例年と同様意見を聴くこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。時間の制約もありますので、申述時間も例年同様 5 分程度でよろしいでしょうか。

【各委員】（異議なし）

【赤羽会長】

それでは、そのようにさせていただきますので、事務局はよろしく申し上げます。

それでは次に地方最低賃金専門部会の設置についてお諮りします。まず事務局から説明願います。

【事務局：賃金室長】

最低賃金法第 25 条第 2 項では、最低賃金の決定またはその改正について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない旨定められております。

そして、同条第 3 項で、「専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。」とされ、これに関し、最低賃金審議会令第 6 条第 1 項で「専門部会の委員の数は 9 人以内とする。」とされております。

これに基づきまして、従来から公、労、使を代表する委員それぞれ 3 名、計 9 名で専門部会は構成されております。以上です。

【赤羽会長】

ありがとうございます。そこで皆様にお諮りする訳でございますが、今年度も従来どおりの形にしたいと思いますが、それでよろしいですか。

【各委員】（異議なし）

【赤羽会長】

それでは、従来どおり公労使3名ずつとしたいと思います。次に専門部会委員の選任手続き等について、事務局から説明してください。

【事務局：賃金室長】

最低賃金審議会令第6条第4項では、「地方最低賃金審議会に置かれる専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命に当たっては、関係者に対し、相当期間を定めて候補者の推薦を求めなければならない」とされています。

つきましては、本日、審議会終了後、合同庁舎の掲示板に7月16日まで、専門部会の委員の推薦公示をいたします。また、神奈川労働局のホームページでもお知らせしたいと考えております。その後、委員は推薦のあった者の中から局長が任命することとなります。

専門部会委員については次回、第431回審議会において御報告させていただきます。

【赤羽会長】

ありがとうございます。それでは次に、専門部会の廃止についてですが、最低賃金審議会令第6条第7項では「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」とされております。

これは当然のことと考えますが、あらかじめ本審議会の中で決めておくということですので、審議が終われば廃止するということよろしいですか。

【各委員】（異議なし）

【赤羽会長】

ありがとうございます。ではそのようにいたします。

それでは、次の議題であります特別小委員会の設置について事務局から説明をお願いします。

【事務局：賃金室長】

特別小委員会についてですが、本年3月に特定最低賃金の改正・新設決定の意向表明がされております。従前から改正・決定の必要性を審議するため、神奈川地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づいて、特別小委員会が設置されております。また同条では委員は会長が指名するとされております。

つきましては、特別小委員会の設置について、御審議いただけたらと考えております。

【赤羽会長】

ありがとうございます。ただいまの説明のとおり、特定最低賃金の改正・新設決定の申出がなされる見込みとのことですから、その必要性の有無等につい

て審議するため、本年度もあらかじめ特別小委員会を設置しておくこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【各委員】（異議なし）

【赤羽会長】

それでは委員は会長の指名ということでございますので、公益側については、私から指名させていただきます。

石崎委員、芳野委員、高井委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

（3名了承）

次に、労・使委員についてですが、これについてはそれぞれ御推薦いただければと思います。

まず、労働者側、阿部委員いかがでしょうか。

【阿部委員】

はい、労働者側は佐藤委員、佐俣委員と私、阿部でお願いします。

【赤羽会長】

次に使用者側、関口委員いかがでしょうか。

【関口委員】

はい、使用者側は、長谷川委員、山本委員と私、関口で担当させていただければと思います。

【赤羽会長】

ありがとうございました。

それでは、

公益側委員は、石崎委員、芳野委員、高井委員

労働者側委員は、佐藤委員、佐俣委員、阿部委員

使用者側委員は、長谷川委員、山本委員、関口委員

以上9名の方を、本年度の特別小委員会の委員として指名させていただきますので、よろしくお願いたします。

では、次に、審議会の公開・非公開につきまして事務局から説明をお願いします。

【事務局：賃金室長】

本日の審議会につきましては、神奈川県最低賃金審議会運営規定第6条に基づきまして公開・傍聴の手続きを取らせていただいております。

審議会の公開・非公開につきましては、「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼす恐れのある場合、個人若しくは団体の権利が不当に侵害される恐れのある場合、又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合に

は、会長は会議を非公開とすることができる。」とされております。

この点につきましては、昨年御審議いただいておりますので、今年度も同様の取り扱いとさせていただきたいと思っております。

【赤羽会長】

はい、ありがとうございます。本年度については、昨年同様、本審はすべて公開し、専門部会は1回目の部会のうち公労使三者で議論を行う場面、特別小委員会は、1回のみを公開するということにしたいと思っております。

いかがでしょうか。

【各委員】（異議なし）

【赤羽会長】

ありがとうございました。

それでは、本日は第一回目ということですから、労使それぞれの基本的考えを、ここで御披露いただきたいと思います。

まずは労働者側からよろしいでしょうか。

【阿部委員】

それでは私の方から基本的な考え方を述べたいと思っております。

まず、今年の審議会は、先ほど会長の御挨拶で触れていただいた中でもありますけれども、急速な物価高であったり、円安であったり、コロナ後の経済活動が本格的に再開されたような状況で開かれたなと思っております。

2023の春闘でいけば、大きく賃上げを実施をした訳ではありますけれども、その春闘でも残念ながら物価高には追い付かない状況下で審議が行われたと思っております。

その後も現在に至るまで、残念ながら実質賃金については冒頭でもありましたけれども、25か月連続でマイナスになっているという状況もあり、構造的な問題の解決にはまだ届いていないというのが、まず基本的な私どもの認識でございます。

30年間にわたろうとするようなデフレ経済からの脱却が求められておりますけれども、賃金も上がって物価も一緒に上がっていくと、こういった動きは始まったばかりだと思っております。企業の皆さん達の活動の活性化であったり、付加価値を上げていこうという流れについては絶対止めてはいけないと思っております。そういう意味では賃金の上昇局面、しっかりと底を支えていくような重要性ということについては、一層重要な局面にあるのかなというように思っております。

この神奈川の中においても最低賃金近傍の賃金水準で働いてらっしゃる労働者の方は大変多いというデータもございますし、賃金と物価が中長期的に上昇していくという局面にあっては、最低賃金においても、私どもからすれば、本

来あるべき水準といったものについて、論議をすべきタイミングにきているのではないかなとも考えているところでございます。

私ども労働者の生活の安定であったり、経済の健全な発展に重要なものというのは、やはり消費者である労働者の生活の見通しがしっかり立つといったことも大事なことだろうと思っております。

現在の1,112円という数字にあっても、所定内労働時間を月あたり164時間くらいで年額に換算いたしますと、236万円ということございまして、パートタイム労働者の方達であったり、高卒の初任給については先ほどもデータがありましたけれども、時給換算平均額などを見ても、そういった比較論を持ち出さなくても、足を止める水準には今現在のところはないなと思っております。昨年にも増して現在の経済状態であったり、働く者の賃金や家計に与える影響なども含めて、必要な統計データを御用意いただいた上で、最低賃金審議会におきます目安であったり、本年の審議対応や考え方等についても踏まえた審議を進めていただくようお願いするところでございます。基本的な考え方につきましては以上です。

【赤羽会長】

ありがとうございます。続いて使用者側からよろしいでしょうか。

【関口委員】

それでは、私関口の方からコメントさせていただきたいと思えます。

昨年度、我々使用者側はですね、目安どおりの最賃引き上げに対して、意を決してといいましょうか、何年振りになるか確認はできていないのですが、久しぶりなんですかね、一部賛成に回った訳でございます。

それは、その当時と今年も変わらないのですけれど、政府の方針ですとか、賃上げに対しての国民的世論などを勘案した上で、非常に重い判断をさせていただいた訳でございます。

その時に、今回事務局のメンバーが総取りかえという感じになっちゃいましたけれども、覚えていらっしゃる方はなんですが、非常に、とにかく強く我々として御要望申し上げたのが、最賃引き上げに対して行政が行うこととして、例年答申に書かれている中小企業の支援、これは文言だけ毎年のように書かれているんですが、実際にどのような支援をして、どのような効果があったという振り返りを、かつてあまり聞いたことがなかったねということで、このことを、一般の企業でいいますと、何か事をやる時には必ず、結果を見て評価をして改善につなげるといういわゆるPDCAサイクルですね、これをキチンと回していくことが必要なのではないかということで、中小企業の支援を、必ず助けてくれということをお願いすると書く訳にもいかないので、本当はそれを書きたかったのですが、そのような内容を御支援いただいて、どのような結果に

なったかということ、必ず、その後の審議会委員会で御報告をいただきたい、これを約束して欲しいと申し上げた訳でございます。

その内容は一部最終的な答申書の一番下の行にそのようなニュアンスを書いていた訳でございます。その後の12月までの委員会でも逐次、丁寧な御報告をいただいております。その結果が今日事務局からお配りいただいたこのペーパーになるかと思えますけれど、この数字だけ見ていくと、前年の2倍ぐらいの申請が来ているというふうに読取りましたが、その理解でよろしいですか。

いろいろ行政の方でも御努力・御尽力いただいた結果ですね、キチンとした成果があがっているということは、非常にありがたいこととございまして、トータルで738件という数字がこれで十分かどうかということは、これまた議論が必要ではございますが、前年に比べて、過去に比べてキチンと成果が上がっているということは非常に素晴らしいことではないかと思えますし、神奈川県労働局をはじめとする皆様方の御努力に、改めて感謝申し上げたいと思う次第でございます。どうもありがとうございます。

昨今、ここにきて一段の円安が進みまして、物価上昇へのさらなる懸念が叫ばれる中、賃金が上がって物価も上がるという経済の好循環、これを実現していくということの必然性は極めて高いという認識はしております。

また、全国加重平均1,000円以上という目的は去年達成できた訳でございますが、いつの間にかそれが1,500円ということで、それを早期に実現という、また我々からするとウツというようなハードルが、昨今叫ばれているところでございまして、非常に国民的な期待が高まっていることも事実だと思います。

我々としては、経済の好循環実現のために去年、連合神奈川さんと結ばせていただいたパートナーシップ構築宣言と喫緊とした中小企業の価格転嫁等、地道に努力し続けることが必要かなということも改めて思っているところでございます。その中で我々使用者サイドの立場から言わせていただきますと、これは例年申し上げていることですが、最低賃金を守れない企業は存続ができなくなってしまうということとございます。先ほども話ありましたが、特に神奈川県におきましては東京都と1円しか変わらないという全国レベルでも非常に高い最低賃金である訳ですが、この神奈川における影響率、これは逆に企業側にとっては非常に高い訳でございます。引き続き人材不足、資材不足などに苦しむ、特に経営基盤の弱い中小企業にとって、最低賃金上昇のインパクト、これが非常に大きいということを改めて申し上げておきたいというところでございます。

是非そのことも改めて御勘案いただき、神奈川県企業がしっかり生き残り、この先の経済の好循環に貢献していくため、それにはどの程度の最低賃金が必

要なのか、その影響を受ける企業・経営者たちへの手厚いフォロー、こちらも踏まえた議論をお願いしたいというふうに強く感じている次第でございます。

どうぞよろしく願いいたします。長谷川委員、山本委員、何かありますか。

(両委員、意見なし。)

【赤羽会長】

よろしいですか。ありがとうございました。

それぞれ、御意見、お立場はありますが、私を含め公益委員一同、円滑な審議会運営に努めてまいりますので、御協力をお願いいたします。その他ですが、事務局から何かありますか。

【事務局：賃金室長】

では、最後に今後の予定について申し上げます。

次回の審議会については、中央最低賃金審議会の目安額の答申を受けてからの開催となりますが、現在のところ、7月31日水曜日午後1時30分から予定しています。

会場は今日とは異なり、8階の神奈川労働局の大会議室となりますので御留意ください。

また、今現在ですね、中央審議会が6月25日から始まっていますが、状況によっては、開催日時を変更するということもありますので、お含みおきいただければ幸いです。

事務局からは以上です。

【会長】

ありがとうございます。他に何か御質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

特にございませんでしたら、以上で予定していた議事はすべて終了しましたので、本日の審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(閉 会)